

社会リスクの観点からみた地震災害リスクマネジメント*

*A study on the risk management of earthquake disaster
from the viewpoint of social risk*

村山 明生**、芝原 靖典***

By Akio MURAYAMA and Yasunori SHIBAHARA

The Great Hanshin-Awaji Earthquake not only did much damage to life and property, but in the process of rescue and restoration, it has made it clear that the Japanese social system has social risk. An earthquake is unavoidable, but it is possible to minimize its physical and economic damage by social risk management. Social risk cannot be managed only by responsible individual behavior. Improvement in the social system is essential to effective social risk management.

This paper proposes the social risk management method, and seven new policies of disaster countermeasure in the field of housing and cities, infrastructure.

keyword: Social Risk, Risk Management, Earthquake Disaster Countermeasure

1. はじめに

今回の阪神・淡路大震災は、地震による直接的な人・資産の甚大なる被害という問題もさることながら、その後の救援・救助、復旧・復興の過程において、表1に示すようなわが国社会の仕組み、すなわち社会システムが有する課題あるいはリスクを浮かび上がらせた。社会システムに係るリスクには、図1に示すように、リスクに対応できる仕組みがそもそもないという場合と、仕組みはあるが、条件が変化している、運用に習熟していない、リスクコミュニケーションが欠如している、などのために十分なリスク対応ができないという場合とがあり、各々リスク回避の方法が異なってくる。

*キーワード：社会リスク・リスクマネジメント・地震災害対策

**学修、三菱総合研究所 社会公共政策研究センター
社会システム部（〒100 東京都千代田区大手町2-3-6
TEL 03-3277-0712、FAX 03-3277-3460）

***正会員、工博 三菱総合研究所 社会公共政策研究センター
社会基盤部（TEL 03-3277-0705、FAX 03-3277-3462）

表1 阪神・淡路大震災にみる社会システム上の課題

- ①情報の収集と開示、そして報道・伝達のあり方
- ②非常時と平常時のシステムのあり方
 - 合意形成と意思決定のあり方
 - 権限と自己責任のあり方
 - 個人と組織、民と官、地方と国のあり方
 - 公共性と財産権のあり方
- ③安全／リスクとコスト／負担のあり方

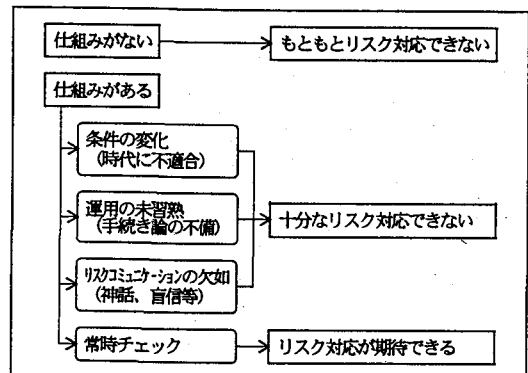


図1 社会システムに係るリスクパターン

地震発生自体は避けられないが、地震発生による直接被害、間接被害を最小限に抑えることは可能であり、社会システムとして適切な要因制御（国土構造、都市構造、インフラ、建築物など）、プロセス制御（救援・救助）、結果対応（復旧・復興）を行うことが必要である。

本論文は、三菱総合研究所の自主研究会である社会リスク研究会が1994年9月に発表した「社会リスク研究会報告1 中間とりまとめ」、及び1995年5月に発表した「社会リスク研究会報告3 阪神・淡路大震災－3ヶ月後報告」の一部を再構成することにより作成したものである。

本論文では、まず、社会リスクの観点からの災害リスクマネジメントの考え方を示す。次に、地震発生後3ヵ月間の間に提言された政策・施策の体系・特徴を示す。最後に、社会リスクの観点からみた地震災害リスクマネジメントとして望まれる政策・施策を示す。

2. 「災害リスクマネジメント(防災計画)」の考え方

(1) 社会リスクの考え方

社会システムが非常時において有効に機能しないことはそれ自体が原因となってさらなる被害の発生・拡大をもたらすというリスクを内在している。このように、社会システムそのものにリスクの源泉が内在し、かつそれが個別主体の自己責任の範囲を越え、いわゆる保険（財務的リスクの転嫁）では意味をなさず、社会総体としてのリスクと考えるべきリスクを社会リスクと呼ぶことにする¹⁾。こうした社会リスクは社会システムが改善・改変されない限り、今後ともわが国社会に常に内在することになる。

社会リスクは、何らかのきっかけとなる事象が惹起したとき、様々な個別表層事象として顕在化してくるが、リスク発生防止のためには、直接的要因である個別主体的要因や個別技術的要因を事前コントロールするだけでは不十分であり、直接的要因レベルを規定する仕組み（制度・手続き等）面のリスク要因や、さらにそれを規定する文化・意識・慣習面等のリスク要因がないかを探りそれを改善・改変する必要がある。

(2) 災害リスクマネジメントの考え方

防災計画は災害をリスク対象としたリスクマネジメントであり、災害リスクの事前コントロール計画であ

るが、テクニカルな問題（計画・技術論）と共に、その背後に潜む社会リスクの観点から、防災計画を実効あらしめる社会システムのあり方（社会リスクマネジメント）にも十分配慮する必要がある。その一連の流れは図2のように示すことができる²⁾。

その際、留意すべきは従来の見方（既往事例等）にとらわれない対応策（代替案）を加味したシナリオ・ライティング、シナリオ・シミュレーションを行うことであり、その結果ならびにその時の対応策等の社会的な受容性等を総合的に評価（社会F/S）することである。その上で、適切なプロセス制御によるリスク発生の回避・削減、及びそうした上でなおかつ発生するリスクへの適切な対応の準備を行うことである。

社会F/Sは対応策等の社会的受容性を高めることにそのポイントがあるが、その方法には、①住民参加や情報公開等によってコミュニケーションのギャップを埋め、誤解や感情ではなく、正しく事態を認識することを通じて受容性の領域あるいはレベルを引き上げる方法と、②直接的にネックとなる障害（仕組み等）を改める方法とがある。

従来の防災計画はこうしたリスクマネジメントの考え方からみれば、シナリオライティングが不十分である一方、行われるシナリオシミュレーションが全体の精度からみれば、非常に精緻に過ぎるきらいがあったと考えられる。また、プロセス制御と結果対応準備の概念区分が不十分なまま防災計画が策定されている。

さらに、過去生じた各種災害と発生後の対応に係るデータ等のストック化、共有化、伝承等が不十分であり、防災計画の立案時あるいは災害が発生した時に、過去の経験、教訓が生かし切れていない。今回の阪神・淡路大震災においても様々な機関、媒体等を通じて情報が流布されているが、いまだ公的な機関によって、「6ヶ月後報告」、「1年後報告」といった形で総合的かつ体系的に整理・公開されたものはなく、的確な政策・施策論議をオープンに行う上で障害となっている。

3. 既往の政策・施策提言の諸相

(1) 政策・施策の体系

三菱総合研究所社会リスク研究会では、阪神・淡路大震災をとりまく状況の総括のために、地震発生後4月16日までの3ヶ月間に提言された政策・施策の収集

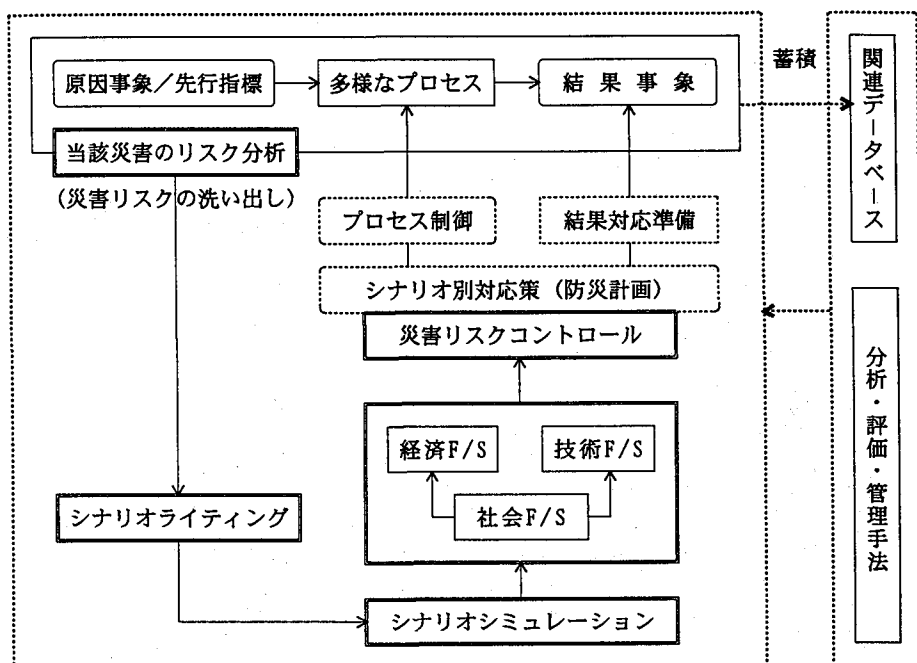


図2 地震災害リスクマネジメントの全体フロー

・整理・分析を行った³⁾。提言の収集は、新聞（日経、朝日、読売）及び雑誌（エコノミスト、東洋経済、週刊ダイヤモンド、法律時報、法学セミナー、日経コンストラクション、文芸春秋、諸君、世界、ボイス、THIS IS 読売、RONZA）の検索並びに各種団体へのインタビューなどにより行った。

3ヶ月間の提言状況は、三菱総合研究所社会リスク研究会で収集したものだけでも表2に示すとおり、145（団体：38、個人：107）に及び、阪神・淡路大震災が社会に与えたインパクトの強さが伺える。また、関係学会の迅速な対応が目立つ。

表2 政策・施策の提言主体別の数

団 体		個 人	
学会	3	大学関係	38
民間団体	9	民間団体関係	24
マスコミ	22	マスコミ関係	19
政党	3	政府・地方公共団体関係	9
地方公共団体	1	その他	17
計	38	計	107

(注) 1. 阪神・淡路大震災発生後3ヶ月間に提言されたもの
2. 三菱総合研究所社会リスク研究会作成

提言されている政策・施策は多岐にわたるが、その構造・体系は図3のように整理できる。すなわち、実施する主たる時期に着目すると、「平常時」、「緊急時」、「復興時」の三つに分類することができ、また、その内容に着目すると、「意思決定システム」、「情報システム」、「実行システム」の三つに分類することができる。

「平常時」の政策・施策は、適切な要因制御（国土構造、都市構造、インフラ、建築物など）を行うものであり、「緊急時」の政策・施策は、適切なプロセス制御（救援・救助）を行うものであり、「復興時」の政策・施策は、適切な結果対応（復旧・復興）を行うものである。

一方、「意思決定システム」に属する政策・施策には、各分野の具体的方策の実施全体に係る高次の意思決定の方策が該当し、「情報システム」に属する政策・施策には、「意思決定システム」や「実行システム」に属する政策・施策の適切な実施を支援するための情報の収集・伝達・発信に係る方策が該当し、「実行システム」に属する政策・施策には、インフラ、建築物、住宅、産業・経済など各分野の具体的方策が該当する。

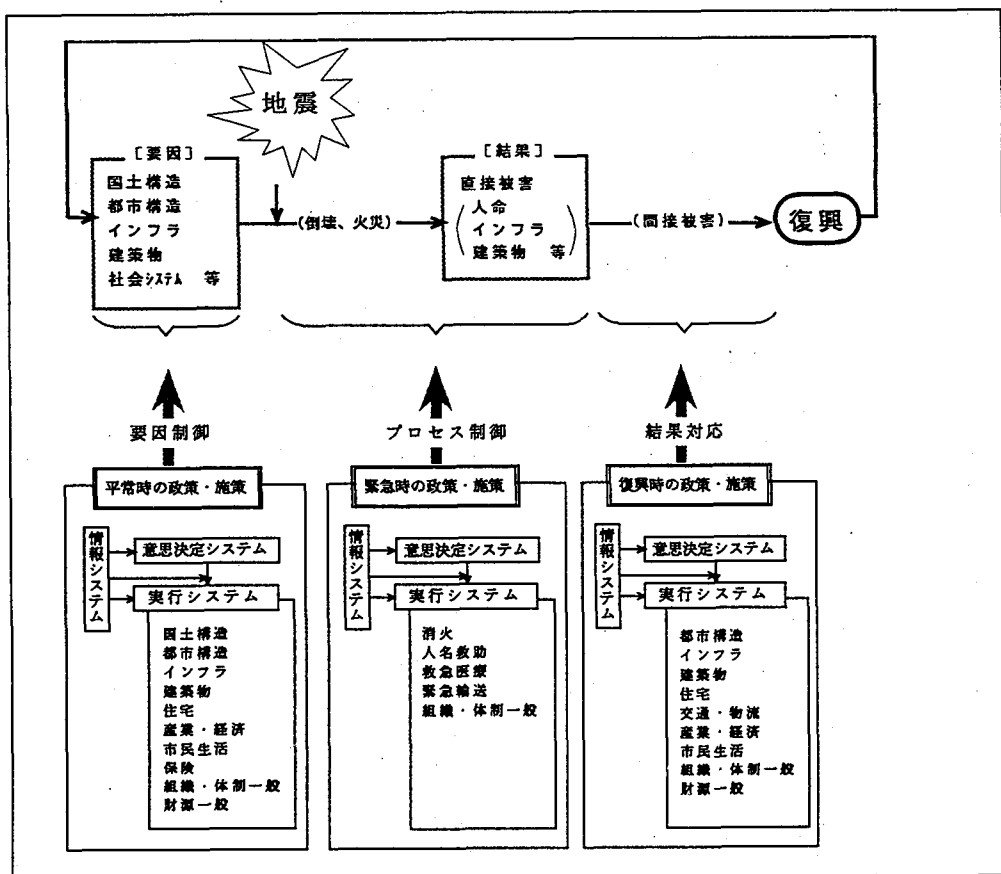


図3 地震による被害を最小限に抑えるための政策・施策の構造・体系図

(2) 既往の政策・施策提言の特徴

次に、図3に示す分類別に提言の数を集計すると表3のようになる。まず、大きな特徴としては、阪神・淡路大震災が人口・産業の集中した大都市を直撃した大規模地震であったことを背景として、復興時に係る提言が、平常時や緊急時に係る提言の約2倍となっていることがあげられる。

(a) 平常時に係る提言

平常時に係る提言としては、直接被害を最小化するための要因制御として、インフラや建築物に関する提言が多い。インフラについては、耐震性強化の他、バイパス、迂回ルートを整備などにより交通をデュアル化すべきとの提言が多い。陸・海・空の交通モードを連結すべきとの提言もある。建築物については、新築建築物の耐震性強化・免震化と、老朽

・不良マンションの建て替え促進が提言されている。

(b) 緊急時に係る提言

緊急時に係る提言としては、直接被害を最小化するための迅速なプロセス制御として、意思決定システムや情報システムに関するものが多い。意思決定システムについては、今回の震災で初動体制の遅れが被害を拡大したとの認識から迅速な意思決定システムの必要性が提言されているが、具体的に意思決定を担う機関としては、首相（及び内閣官房）、常設災害対応機関、地方公共団体の首長と大きく3つに提言が分かれている。

(c) 復興時にかかる提言

復興時に係る提言としては、阪神・淡路大震災の被災地の一日も早い復旧・復興を実現するために、

表3 既存の政策・施策提言の分類別集計

	平常時	緊急時	復興時
意思決定システム	21	35	17
情報システム	15	32	3
実行システム	102	68	256
	国土構造: 3 都市構造: 9 インフラ: 36 建築物: 20 住宅: 2 産業・経済: 8 市民生活: 4 保険: 6 組織・体制: 11 財源: 3	消火: 4 人命救助: 15 救急医療: 12 緊急輸送: 11 組織・体制: 26	都市構造: 66 インフラ: 8 建築物: 3 住宅: 55 交通・物流: 6 産業・経済: 52 市民生活: 33 組織・体制: 11 財源: 22
合計	138	135	276

(注) 1. 阪神・淡路大震災発生後3ヶ月間に提言されたもの。
 2. 複数の分類に係る提言は、各分類毎に計上している。
 3. 三菱総合研究所社会リスク研究会作成。

言い換えれば間接被害を最小化するための結果対応として、都市構造、住宅、産業・経済、市民生活、及び財源一般に関するものが多い。都市構造については主に、オープンスペース、緑の十分な確保と自立できるブロックの多面的ネットワーク化が提言されている。住宅については、仮設住宅の早期確保、恒久住宅の確保、マンション再建に関する提言が多い。恒久住宅の確保、マンション再建については、平常時の規制の適用除外・緩和を含めた様々な方法が提言されている。市民生活については、雇用の確保、精神的ケアの必要性、個人資産の救済に関する提言が多い。個人資産の救済については、自己責任を強調する提言と被災規模の大きさに鑑みて大胆な公的支援の必要性を説く提言に分かれている。

4. 社会リスクマネジメントの視点からの政策・施策提言

三菱総合研究所社会リスク研究会では、阪神・淡路大震災による被害状況、対応状況、既往の政策・施策提言の諸相を踏まえ、社会リスクマネジメントの視点からの具体的な政策・施策のスキームを提言している^{3) 4)}。ここでは、その中から、平常時及び復興時に実施すべき新たな仕組みとして、表4に示す七つの政策・施策のスキーム骨子について紹介する。

表4 社会リスクマネジメントの視点からの施策・政策提言一覧

分野	提言する施策・政策の名称	平常時	復興時
(1)住宅・都市	(a)市街地改造型地区計画	○	—
	(b)コミュニティコーポレーション	○	○
	(c)マンション再開発事業制度	○	○
	(d)定期借家型復興賃貸住宅供給制度	—	○
	(e)権利処分保留型再開発事業制度	—	○
(2)社会資本	(a)モーダルオーソリティシステム	○	—
	(b)社会資本復興庁	—	○

(1) 住宅・都市に関する提言

(a)市街地改造型地区計画

大都市地域のインナーエリアに存する木造住宅密集地区、住工混在地区等の災害危険地区に対しては、平常時から要因制御の政策・施策として、その全ての地区を対象として、防災型地区施設の整備と老朽建物の耐火・耐震建物への建替え促進を目的とした「市街地改造型地区計画」を策定することが必要である。

地区計画は1980年に我が国に導入された地区レベルの詳細な都市計画制度であるが、現行法制度上(1995年時点)、建築物の耐火性、耐震性といった構造に係る部分については定めることはできない(仕組みがない)。所要の法改正を行い本地区計画の策定を可能とするとともに、その策定を支援する地区レベルの事業制度の充実化が必要である。

(b)コミュニティコーポレーション

復興時には被災者の生活再建・事業再建のコンサルティングやメンタルケア、復興整備プランの作成や建て替え事業の実施、ボランティアの受け入れ・コーディネートや専門家(法律家、建築家、プランナー等)の雇用など様々な面において、組織的かつ自立した対応が即座に必要となる。そうしたことは地震発生後の混乱の中で俄に立ち上げることは困難であり、平常時から組織化が必要である。

したがって、復興時の結果対応のシステムを平常時から使い込むことにより復興時に有効に機能させる政策・施策として、平常時からまちづくり計画の策定やオープンスペースの維持管理、防災訓練の実施、高齢者介護や育児支援などの地域サービスを

担い、地域社会を自ら支え、復興時には、地域としての組織的な対応活動を行う受け皿となるような、自立型の地域コミュニティ形成のための新たな組織「コミュニティ・コーポレーション」を設立することが必要である。

現在、コミュニティを束ねる組織として町内会、自治会等の仕組みがあるが、前近代的な組織や形骸化した組織が少なくなく、コミュニティ形成のためには地域の住民が広く主体的に参加し、近代的な契約により運営していく新たな組織体が必要である。

一方、先進的な地域では、すでに任意団体たるまちづくり協議会を組織し、まちづくりプランなどを策定しているが、コミュニティ形成のためにはさらにまちづくりに必要な事業も自ら実施できるような新たな組織体が必要である。

新たな組織体の組織形態として、組織と構成員の双方の独自性を尊重できる協同組合形態が望ましい。株式会社形態では、組織の独自性が強く、構成員

(株主)の個性が組織に反映しにくい。一方、任意の組織形態(民法上の組合など)では、組織の結合が弱く、組織の独自性よりも構成員の個性が前面に出やすい。また、任意の組織団体には権利能力がなく、外部との取引は構成員全体で行うか、1人が他の構成員を代理して行う事になり、手続きが煩雑である。

(c) マンション再開発事業制度

マンションは、築後年数の経過とともに、高齢者、低所得者等の居住者が多くなり、そのために建て替えが一層困難となり、さらに老朽化が進展するという悪循環に陥りやすい。老朽化し耐震性が低下したマンションは地震により倒壊するおそれもあり、また自力による住宅・生活再建が難しい居住者が多くなり、都市の防災性という点で問題が大きい。

したがって、平常時からの要因制御として(もちろん復興時にも活用できる対策として)、建築後年数が経過し、構造・設備等が陳腐化した老朽マンションに関しては、円滑な建替え促進のため、新たに「マンション再開発事業制度」を創設することが必要である。

既存マンションの建て替え事例は全国で30弱を数えるのみであり、しかもこれらはいずれも余剰容積を活用した建て替えによる床面積増、良好な立地

条件等好条件に恵まれていたもので、一般的にマンション建て替えを任意事業によって進めていくことは極めて困難な状況にある。

また、現行区分所有法では、マンションの建て替えの仕組みとして、4/5以上の多数決による建て替え決議を定め(法第61条)、建て替え反対者が有する区分所有権・敷地利用権の売り渡し請求権(法第63条)を認めているが、

- 1) 借家人の扱いについては市街地再開発事業のような特段の規定がなく、建て替え決議が当然には賃貸契約更新停止の正当事由とはならないこと
- 2) 従前の建物から新しい建物への権利の移行手続き(権利変換方法)がなく、担保権者に對抗できないこと

- 3) 建て替えを実施する事業主体について法定再開発のような特段の規定がないこと

など、マンションの円滑な建て替えを促進していく上で、十分な規定が整備されたものであるとは言い難い状況にある(仕組みが不十分)。

このため、区分所有法による建て替え決議要件を一部緩和するとともに、建て替え事業主体、権利変換手続き、借家人に対する措置等を定めた「マンション再開発事業法」の創設が必要である。

また、余剰容積がない、または既存不適格のマンションについては、マンション再開発事業法の創設に加えて、容積ボーナスを与える総合設計制度、公的資金が活用できる法定再開発事業や住宅改良事業などを特例的に一回限りで適用し、建替えを事業として成立させることが必要である。ただし、今後建設されるマンションについては、将来の円滑な建て替えのための強制積立制度が必要である。

(d) 定期借家型復興賃貸住宅供給制度

被災地の復興のためには、まず被災者の生活再建・事業再建が必要であり、そのためには従前の居住地からあまり離れていない場所に、量・質両面から必要十分な仮設住宅、恒久住宅を速やかにかつ賃貸住宅として建設・供給する必要がある。

しかし、現行の借家制度の仕組み、すなわち一度借家として供給すれば、1)市場価格の変動に合わせた家賃の改定が困難、2)家主側から契約更新を停止するための正当事由が極めて限定的に解される、という借家人保護制度の仕組みが、復興時の賃貸住宅

建設のための民間側からの土地供給を阻害する可能性がある。国有地が少ない我が国の現状を考えれば、民間の土地の活用は不可欠であり、平常時の弱者保護の仕組みが、復興時には弱者救済の障壁になる可能性がある。

したがって、復興時の結果対応の政策・施策として、避難世帯や生活再建困難世帯に対して、緊急に復旧・復興住宅を供給するため、新たに「定期借家型復興賃貸住宅供給制度」を創設することが必要である。

例えば、被災市街地復興推進地域等、早急に仮設・復興住宅の建設・供給が望まれる地域に一定期間に限定して、一定の要件を満たす賃貸住宅に対して、借地借家法第30条の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができることとし、当該地域を管轄する地方公共団体は、一定期間の猶予の間に高齢者、低所得者の社会的弱者のための住宅建設・供給を行うという仕組みが考えられる。

(e) 権利処分保留型再開事業制度

面的被害を受けやすい密集地区では、接道不良・敷地狭小等のため、個別の再建自体が、災害危険・住環境劣悪地区を再生産することとなるため、公的に望ましくないのみならず、個々の権利者に資力がないため自力再建不可能な場合が多い。したがって、これらの地区では一体的再開を行い、保留床処分により事業資金を賄う必要がある。

また、全・半壊マンションでは、区分所有法上権利者合意形成の上、共同建て替えを行う必要がある。

これらの場合、法定再開であれ任意の再開であれ、従前権利を確定、評価した上で、従後取得する権利を決定（必要に応じて自己資金調達）し、これを交換等処分するのが原則となるが、これでは、1) 従前権利の確定自体に多大な時間を有するのみならず、2) 従前資産評価という金銭価値を顕在化させるため合意形成が困難であり、かつ、3) 住宅、生活再建前に融資を受ける等の自己資金調達も難しい（現行では、住宅・生活が再建される前に民間から融資を受けることは難しい）。

つまり、生活再建・事業再建のためにまず住宅・事業所を確保する必要がある復興時において、平常時の安定した生活状況・事業状況を前提として組み立てられた再開という仕組みは適合しにくいと考

えられる。

したがって、復興時の結果対応の政策・施策として、地震による倒壊、延焼火災により全焼した住宅密集地区及び全・半壊マンションに対しては、従前資産の確定・金銭価値評価の顕在化というプロセスを経ることなく、定期借地権の設定により上物建設のための権原を設定し、再開貸住宅建設・生活再建を行った後で、権利変動の清算を行う「権利処分保留型再開事業」の実施が必要である。

(2) 社会資本に関する提言

(a) モーダルオーソリティシステム

地震による間接被害を最小化するためには、平常時からの要因制御として交通インフラの耐震性を強化することに加えて、地震により結果的に交通インフラに被害が発生した場合に、速やかに代替ルート、代替交通機関が確保できるようなシステムを構築する必要がある。

そのためには、特に、被災時の交通機関間の円滑な乗り継ぎを可能とするような交通結節点の整備を平常時から進めておく必要がある。しかし、交通結節点の整備は、

- 1) 鉄道事業者、バス事業者、道路管理者、地方公共団体、民間事業者といった多岐にわたる事業主体間の調整が必要となること
- 2) 整備の外部効果が大きく、いわゆるフリーライダーが生じるため（先に整備した者が損をする）、各事業者に整備の必要性や効果を認めても、率先して整備を行うインセンティブが生じにくいこと
- 3) 施設周辺の地価が高いために、整備費用が高くなること。また、整備により周辺土地に開発利益が発生するが、それを整備主体に還元する仕組みがないこと

などを理由に進みにくい状況にある（仕組みが不十分）。したがって、

- 1) 各事業主体間の利害を調整しつつ、交通結節点の整備を一体的に進めていく事業主体を設立し、
- 2) 外部効果は高いが採算性は確保しにくい施設整備に対して内部補助していく仕組みと、
- 3) 交通結節点により発生する開発利益を交通結節点整備に還元する仕組み

を組み込んだ「モーダルオーソリティシステム」の

導入が必要である。

(b) 社会資本復興庁（時限庁）

地域インフラの被害は地域の責任で対応し、国家的基幹インフラの被害は国の責任で対応することを原則とした上で、地域で対応可能な範囲を超える今回の阪神・淡路大震災のような超大規模災害の場合には、地域からの要請があれば、道路、鉄道、空港、港湾などの交通インフラや、上下水道、電気、ガス、通信などのライフラインに関する復興計画の策定及び事業の実施を、国として一元的に担う、時限庁としての「社会資本復興庁」の設立が、復興時の結果対応の政策・施策として必要である。

地域交通インフラ及びライフラインの復興を社会資本復興庁が代わりに行うことにより、地方公共団体は住宅供給、被災者の生活再建・事業再建の支援、復興まちづくり計画の策定・事業実施などに注力することが可能となる。

社会資本復興庁（時限庁）は、復興を1日も早く成し遂げることを第一目的として、権限統合型、独任型の組織とし、組織には、社会インフラ再建に必要な計画決定・事業実施に係る一切の権限が法により与えられる必要がある。

5. おわりに

4. で紹介した7つの政策・施策提言のうち、

「(1) (a)市街地改造型地区計画」、「(1) (b)コミュニティコーポレーション」については、やや内容は異なるが、1997年5月に制定された「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」の中で、防災街区整備地区計画、防災街区整備組合として制度化された。その他にも、1995年10月に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、1997年4月に制度化された「都市防災構造化推進事業」、1995年度より実施されているマルチモーダル施策など、直接被害を最小化するための要因制御としての平常時の政策・施策メニューは充実化の方向にある。

但し、老朽化したマンションの建替えについては、いまだ特段の政策・施策は実現していない。当面の間は、既にある老朽化マンションについては、1997年に（法）制度化された高層住居誘導地区、マンション等共同住宅の容積率規制の合理化、敷地規模別総合設計制度も活用しつつ、関係者の努力により良好な市街地

環境確保に留意した建替事業を実現化していくことが望まれる。また、今後建築されるマンションについては、区分所有者にあらかじめ終期を明示させて円滑な建替えを誘導するという意味で、定期借地権制度を活用することも考えられる。

一方、再び大規模地震が発生した時の結果対応としての復興時の政策・施策については、阪神・淡路大震災被災地域を事実上の対象とした特例的措置は様々実施されたが、被災地一般に適用される復興時の政策・施策は、被災市街地復興特別措置法、被災区分所有建物の再建等に対する特別措置法などが見当たる程度であり、4. で紹介した「(1) (d)定期借家型復興賃貸住宅供給制度」、「(1) (e)権利処分保留型再開発事業制度」、「(2) (b)社会資本復興庁（時限庁）」のような政策・施策は実現していない。

復興時の結果対応のための政策・施策については、例えば個人資産の救済を認めるべきか否かなど、どこまで復興を要する特定地域を特例的に扱うべきかという公共政策上、法政策上の大きな論点をオープンな形で議論した上で、現行の政策・施策の運用を工夫するだけで十分な結果対応が行えるか否かという現行の政策・施策の効果分析などを行い（社会リスクマネジメント）、その上で新たな政策・施策の仕組みを検討していく必要があると考えられる。

【参考文献】

- 1) 三菱総合研究所社会リスク研究会：「社会リスク研究会報告1 中間とりまとめ」、1994. 9
- 2) 芝原靖典：「社会リスクとマネジメントの考え方」、第25回安全工学シンポジウム講演予稿集、日本学術会議安全工学研究連絡委員会、1995. 6
- 3) 三菱総合研究所社会リスク研究会：「社会リスク研究会報告3 阪神・淡路大震災3ヶ月後報告」、1995. 5
- 4) 三菱総合研究所社会リスク研究会：「社会リスク研究会報告2 阪神大震災に関する緊急提言」、1995. 2